

(仮称) 堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約を変更したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 30 日

堺市長 永 藤 英 機

1 契約の目的

(仮称) 堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営

2 契約の相手方

堺市北区南花田町 36 番地 1

株式会社堺スクールランチパートナーズ

代表取締役 岩東 光男

3 契約金額

変更前 20,905,275,538 円

うち取引に係る消費税額等 1,900,479,594 円

変更後 21,045,043,565 円

うち取引に係る消費税額等 1,913,185,778 円

4 変更の理由

物価変動に伴い維持管理業務費、運営業務費に係る金額を変更するもの。